

第10回阿賀町入札監視委員会会議録

1. 日 時 平成21年9月4日 13時15分～15時40分
2. 会 場 阿賀町役場3階第3会議室
3. 出席者 委員 沢田委員長、伊津委員、五十嵐委員、関塚委員、鷺尾委員(遅参)
町側 長谷川副町長、渡部総務課長、眞田行政管財係長、近藤主任
4. 議案
 - 入札関係要綱等の時限的運用について (期間21. 8. 1～23. 3. 31)
 - 抽出事案の説明・審議について
 - 抽出事案
 - ・制限付一般競争競争入札
 - ①町道川口中ノ沢線道路改良(第2期)工事
 - ②あすなろ荘大広間改修工事
 - ③町道蟬ヶ平線3工区第5期工事
 - ④町道田沢線道路改良工事(5期)
 - ・指名競争入札
 - ⑤野中区消防器具置場新設工事
 - ⑥(H20繰越)林道石戸中ノ沢線舗装修繕工事
 - ・随意契約
 - ⑦伝統的家屋活用交流施設屋根葺き替え
 - ⑧三川温泉スキー場第5・第6ペアリフト支えい策取替え工事
 - その他資料
 - ・平成21年度建設工事平均落札率比較表 (第1四半期)
 - ・再入札実施案件の入札額の比較 2件
 - ・落札率95%以上全事案の入札額と差額の比較 17件
5. 会議録 別紙のとおり

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長</p> <p>第10回の入札監視委員会の開会。</p> <p>次第に従い、副町長・沢田委員長からあいさつをお願いした。</p> <p>副町長</p> <p>委員各位に親しくあいさつを述べた後、平成21年度上半期の町の発注状況について報告し、国の経済活性化対策を受け積極的に対応している旨を報告した。また、先般の監視委員会で指導のあった、「業者ヒアリング」を別添資料のとおり実施したことや、国の「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」をうけ、8月1日付けで、下位等級者の入札参加機会の拡大や最低制限価格の引き上げについて、平成23年3月末まで時限的運用をすることを報告し挨拶とした。</p> <p>委員長</p> <p>先般の衆議院議員総選挙では民主党が大躍進をした。マニフェストでは、国会議員定数の削減や公共事業の見直しなど、無駄の排除が掲げられている。公共工事全てが無駄なわけではないが、その波及効果はある程度あるものと思われる。そのような中で益々入札制度の透明性や公平性が求められることとなる。阿賀町の入札制度が更によりよい制度となるよう貢献したい旨を述べ挨拶とした。</p> <p>総務課長</p> <p>以後の進行を委員長をお願いした。</p> <p>委員長</p> <p>次第に従い「入札関係要綱等の時限的運用について」事務局より説明を求めた。</p> <p>事務局</p>	

説明・答弁	質問・意見
<p>副町長のあいさつでも概略説明があったが、国・県から「官公需に関する中小企業の受注機会の増大」措置についての要請があり、町では期限を定めて、下位等級者の入札機会の拡大及び最低制限基準額の設定根拠の引き上げを行ったもの。</p> <p>委員長 質問、ご意見ございませんか。</p> <p>事務局 ランク付けしてある業種については、その業者の施工能力等を総合的に判断して格付しているもの。上限金額を拡大することは、業者にとって入札参加できる幅が広がることとなり、受注機会の拡大に繋がる。</p> <p>事務局 現在の低入札制度運用は1億円を超える工事についてとしている。低入札制度の場合、調査基準価格を下回っても失格基準に該当しない限り契約締結できることとなっている。このたびの運用で85%以下の契約はなくなることとなり、ダンピング防止効果がある。</p> <p>事務局 ランク決定については、業者にとっては入札に参加できる条件となることから非常に大きな問題。町では、経営規模等評価</p>	<p>委員 今回の措置は、中小企業対策として効果的なものなのか。参加ランクの引き上げによってどのような効果が期待できるのか。</p> <p>委員 低入札価格調査制度についても運用を休止することだが、これについての効果は。</p> <p>委員 拡大運用についてだが、ランク格付については申請方法によりある程度の審査点数の幅が生じる可能性がある。適正な根拠に基づいたものとなっているのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>結果通知及び雇用している技術者数に基づきランク付けをし、機械的に処理している。</p> <p>事務局</p> <p>入札は、制限付一般競争入札で行われた。制限の内容は「阿賀町に本社又は営業所を有するA・B級」で該当は5社あった。申込みが2社だったという結果であり、公告の時点での競争力確保については問題がなかったと考えている。また、隣接市への参加範囲拡大については、地元業者育成・保護の観点からも検討していない。ただし、工事金額が高額になった場合は工種によっては拡大する場合もある。</p> <p>事務局</p> <p>平成23年3月末までの措置で、現在の入札参加申請の有効期間と同じにした。また、期限が切れた後のことについては、それまでの結果を検証して総合的に判断し、必要があれば要綱等の改正を図る予定。</p> <p>事務局</p> <p>特に時限措置での指導はなかったが、今回の措置は緊急経済対策を受けてのものなので、本来であれば要綱等を改正しなければならないものを、時限的な措置とした</p>	<p>委員</p> <p>話はまったく違うが、先日行われた新斎場の電気設備工事が2社で行われたとのことで、競争力は確保されているのかという電話照会が私のところに寄せられたが、説明を求めたい。また、少数の場合は参加範囲を近隣市まで拡大する等のことは検討しなかったのか。</p> <p>委員</p> <p>今回の措置については、時限的措置とのことだがいつまでか。また、期限が切れた後は元に戻すのか。</p> <p>委員</p> <p>国と県からは時限措置であるよう指導があったのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>ところ。</p> <p>委員長</p> <p>ほかに質問意見のないことを確認し、先回の委員会で業者ヒアリングの要請のあった調書についての説明を求めた。</p> <p>事務局</p> <p>詳細については、別添業者ヒアリング調書のとおりだが、要旨は工事費にかかる製品費の割合が高く、また、その製品も県内では2社の販売代理店しかないことから、各社の積算内訳が類似したものと思われる。なお、労務単価についても公表されており、町側の積算と業者の積算が類似したものと推察される。</p> <p>事務局</p> <p>初めて実施した。業者にも積算内訳比較表を提示したら、円単位まで同じ積算内訳が何社もあることに一様に驚いていた。業者の中には、逆に談合等が行われていたら円単位まで同じ明らかに疑惑を招くような積算内訳など提出するわけがないという内容の発言もあった。</p>	<p>委員</p> <p>建設物価などで単価等が公表されているのは承知しているが、公表価格と実勢価格は違うのではないか。そうであれば見積にしても本来であれば差があってしかるべき。業者側に本当に受注意欲、競争が生じているのであれば、差が生じるのが当たり前だと思う。</p> <p>委員</p> <p>このようなヒアリングは初めてか。</p> <p>委員</p> <p>業者の声が直接聞けたということは、一つの成果であったといえる。しかし、まったく談合等が行われていないということにはならないので、今後も疑わしい案件があ</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>委員長</p> <p>ほかに質問のないことを確認し、続いて抽出事案の説明・審議に移り、はじめに抽出理由について抽出当番の鷺尾委員に説明を求めた。</p> <p>事務局</p> <p>鷺尾委員はまもなく見えられると思いますが、遅参しており事前に抽出理由をFAXで頂いておりますので代わりに報告させていただきます。</p> <p>制限付一般競争入札は4件抽出し、契約金額の一番大きいもの、1千万円以上の契約で落札率が高いものを選定したとのこと。指名競争入札及び随意契約については、落札率の高いものから順に2件ずつ抽出したと報告がありました。</p> <p>委員長</p> <p>抽出案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>事務局</p> <p>「様式1から様式6」までと、「落札率95%以上事案の入札額との比較一覧」、「再入札実施案件の入札額の比較一覧」、「契約方法ごとの平成21年度第1四半期における平均落札率比較表」を説明した。</p> <p>委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>事務局</p> <p>指名競争入札は、設計額500万円未満</p>	<p>った場合には、ぜひヒアリングをして牽制をしていただきたい。</p> <p>委員</p> <p>「落札率95%以上事案の入札額との比較一覧」を見ると、17件の該当事案中13件が指名競争入札だ。前々から指名競争入札においては競争性を感じない入札が多いと指摘をしているところだが、どのように考えているか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>のものを対象としている。これは、入札までの時間短縮のために行っている措置だが、来年度からは全ての入札案件について原則制限付一般競争入札制度への移行を計画している。これにより業者の入札参加意思が尊重され、必然的に競争力は高まるものと考えている。</p> <p>委員長</p> <p>他に質問がないことを確認し、様式7の入札方式ごとの説明を事務局に求めた。</p> <p>事務局</p> <p>様式7のうち、「制限付一般競争入札」の4件について説明した。</p> <p>委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p>	<p>委員</p> <p>まず、総合評価方式のものとそれ以外のものに分けて質問したい。はじめに総合評価以外のものだが、いずれの案件も積算内訳書の比較書を見る限り競争性は感じられない。細かい部分での一致点が多くあることや入札金額に規則性を感じる。また、「業者ヒアリング調書」の中で、「95%がなぜ高落札率の基準なのか」「過度な競争は町建設業界の疲弊に繋がる」といった質問や意見があるが、過度な競争は他地域からの参入があった場合には考えられるが、地元業者のみの競争では基本的に過度な競争にはならない。また、過度な競争を防ぐのがいわゆる談合である。公共工事は民間の受注に比較して利益の確保が大きいと言われていたが、自分たちが納めている税金から払われていることを考えれば、やはりもう少し低い価格での受注が望ましいのだと思う。なお、「同じソフトを使っているから」</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>事務局</p> <p>工種によっては、歩掛りや単価が全て公表されているものもあるので十分に考えられる。業者側もソフトで積算された数値についてはそのまま提出すれば円単位まで同じになる。</p> <p>事務局</p> <p>県でも抜き打ち的に年に数回、積算内訳に使用した見積書と積算ソフトの調査をしているとのことなので検討したい。</p>	<p>とか、「見積先が同じだから」積算価格が一緒だということは、受注意欲がないという事であり談合していると同じことで理由にはならない。</p> <p>委員</p> <p>今回の事案でも町的设计と業者から提出された積算内訳書が円単位まで同じものがある。町側のソフトと業者の使用しているソフトは違うとの話であったが円単位まで同じということはあるのか。</p> <p>委員</p> <p>積算ソフトを製作販売していることを考えれば、類似した価格になるのは当然といえば当然。その点で言えば、業者の積算内訳がみんな一緒になる可能性もあるということ。今後は見積先と使用積算ソフトを明示してもらったらどうか。</p> <p>委員</p> <p>調査の結果、そのとおりであれば問題のないことなので是非実施してもらいたい。</p> <p>委員</p> <p>総合評価方式についてだが、以前も提言したが、総合評価方式を運用するときは低入札価格調査制度の運用はしないようにすべきなのではないか。また、低入札価格調査制度の失格要件を定めるにあたり、各項目ごとの判断としているようだが、全て該当した場合に失格とすべきだ。失格は金</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>事務局 道路補修や建物の修繕、除雪作業等を維持管理実績としている。</p> <p>事務局 営業所の中には、そのような営業所もあると聞いている。今後については町長と相談して十分に検討していく。</p> <p>事務局 総合評価方式を運用した場合は、入札までの時間が普通の入札方式に比べ倍以上必要とする。阿賀町は降雪地帯であるため工期を考慮すると事業課のほうは敬遠している。</p> <p>事務局 専門知識を有するアドバイザー意見照会が、他の入札方式と比較しての相違点である。また、総合評価方式の型式によって</p>	<p>額で判断するのではなく、工事の履行に何らかの保証をつければ済むことではないのか。なお、総合評価方式においては、地域貢献度の加算割合をもっと大きくすべきで、特に雇用の項目の点数を大きく評価した方がよい。</p> <p>委員 総合評価の関連質問だが評価項目の維持管理実績とはどのようなことが該当するのか。</p> <p>委員 営業所の中には、入札に参加するためだけに営業所を設置して所長1人というところもあるように聞いているがどのように考えているか。</p> <p>委員 やはり、入札参加要件は町民雇用ということを最優先に考慮し、何らかの優遇措置をすべきと考える。</p> <p>委員 町では、総合評価方式を運用することをどのように考えているか。</p> <p>委員 何に時間を要するのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>は今回の事案のように「簡易な施工計画」を求める場合もあり、その場合は更に時間を要することとなる。</p> <p>事務局</p> <p>簡易な施工計画の評価者は、町の事業課の3人の課長が評価者となり、あらかじめ町が設定した施工上の課題に対する業者側の回答を、評価着目点に従い3段階で評価するもので、更にその評価が適切なものかどうかをアドバイザーの意見照会で審査してもらうシステムとなっている。また、簡易な施工計画の内容は、工事事故対策や交通安全対策、騒音対策等が代表例。提案された施工計画は遵守条件となる。</p> <p>事務局</p> <p>総合評点は、入札結果とともに公表する。詳細の審査結果については、各社ごとに通知をしている。</p> <p>委員長</p> <p>他に質問、意見がないことを確認し、次の指名競争入札の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>事務局</p> <p>様式7の「指名競争入札」2件について説明した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p>	<p>委員</p> <p>簡易な施工計画は評価者の主観が大きなウエイトを占めるようだ。他の評価項目が客観的に評価されるのに対し、この項目は配点が大きいので考慮すべきでないのか。また、この評価項目は工事に大きな影響を与えるものなのか。</p> <p>委員</p> <p>総合評価方式の審査結果は、業者に通知するのか。</p> <p>委員</p> <p>落札率100%案件があるが、確率的に</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>事務局</p> <p>現場条件等により、結果として高落札率になる場合がある。小規模で山奥の交通の不便な補修工事や災害復旧工事など、いわゆる儲けの少ない現場案件は高落札率になる場合が多い。</p> <p>事務局</p> <p>先ほどもお話したが、来年度からは、入札案件すべてにおいて制限付一般競争入札制度を導入する予定。これにより、業者側の参加意思が反映できることとなり競争力の確保についても図られるものと考えている。</p> <p>委員長</p> <p>他に質問がないことを確認し、次の随意契約の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>事務局</p> <p>様式 7 の「随意契約」 2 件について説明した。</p> <p>事務局</p> <p>特殊な修繕工事の場合の予算確保は業者からの見積を根拠としている場合が多い。予算編成時に徴した見積に比較して、執行時に再度見積を徴した結果、下がったということ。</p> <p>事務局</p> <p>この工事については、既設のかやぶき屋根にトタンをかぶせるという特殊工事。一般の建築業者を対象に入札しても施工で</p>	<p>ありうるのか。</p> <p>委員</p> <p>どのような理由でも、競争原理が働いていないというのは問題がある。</p> <p>委員</p> <p>当初もらった見積と、再度もらった見積で金額に差があるのはどうしてか。</p> <p>委員</p> <p>⑦の案件については、自治令第167条の2第1項7号としているが、どの部分が時価に比較して有利な価格で締結できるとの判断だったのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>きず、結局丸投げとなることから、屋根葺きを従来からしている個人業者を契約対象とすれば、諸経費も安くなることから同項の7該当の随意契約とした。</p> <p>委員長</p> <p>他に質問意見がないことを確認して、最後に今回の委員会であった提言を参考に制度改正等を検討してもらいたいとのまよめの挨拶とし、会議を終了した。</p>	